

物品購入・業務委託等入札参加資格審査申請要領

桜井市が発注する物品購入および業務委託等（建設工事、測量および建設コンサルタント等の業務を除く。）、小規模修繕（建物）の競争入札（見積り）に参加を希望される方は、次のとおり関係書類を提出してください。

受付対象者	<p>1. 市税および国税に滞納が無い者 [市税：「市県民税」または「法人市民税」、「固定資産税」、「軽自動車税」、「国民健康保険税」 国税：「消費税および地方消費税」または「法人税」、「申告所得税および復興特別所得税」]</p> <p>2. 下記の事項に該当しない者 ① 入札に係る契約を締結する能力を有しない者 ② 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者 ③ 入札参加資格を取り消され、その処分の日から 2 年を経過していない者 ④ 営業に関し、許可、認可等を必要とする場合において、これらを受けていない者 ⑤ 資格審査の申請日において、1 年以上続く営業期間を有しない者</p> <p>3. 下記の暴力団等排除措置要件に該当しない者 ① 役員等が、暴力団または暴力団員である者。 ② 暴力団または暴力団員が、経営に実質的に関与している者。 ③ 役員等が、その属する法人、自己もしくは第三者の不正な利益を図る目的で、または第三者に損害を与える目的で、暴力団または暴力団員を利用している者。 ④ 役員等が、暴力団または暴力団員に対して資金等を提供し、または便宜を供与する等、直接的もしくは積極的に暴力団の維持および運営に協力し、または関与している者。 ⑤ ③または④に掲げる場合のほか、役員等が、暴力団または暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者。</p>
有効期間	<p>市内業者(桜井市に本店または支店・営業所を有する者。市内の支店等に委任される者を含む。)</p> <p>令和 8 年 4 月 1 日から令和 10 年 3 月 31 日まで (令和 8 年度・令和 9 年度の 2 年間)</p> <p>市外業者 (桜井市に本店または支店・営業所を有さない者。)</p> <p>令和 8 年 4 月 1 日から令和 9 年 3 月 31 日まで (令和 8 年度の 1 年間)</p> <p>※ 追加申請にあたるため、前年度に入札参加資格申請書を提出していない事業者のみ対象となります。ただし、営業種目の追加・変更を希望される場合は申請が可能です。</p>
受付期間	令和 8 年 1 月 5 日（月）から令和 8 年 1 月 23 日（金）まで
提出方法	原則、郵送に限ります。
提出先	<p>『〒633-8585 桜井市粟殿 432 番地の 1 桜井市役所 管財契約課 契約検査係あて』</p> <p>※ 封筒に「物品購入・業務委託等入札参加資格申請書類 在中」と朱書きで記載してください。</p> <p>※ 令和 8 年 1 月 23 日（金）の消印有効です。</p> <p>※ 郵送方法は問いませんが、普通郵便では配達事故等による不着について、確認することができず、市は責任を負いませんので、簡易書留やレターパック等の郵送記録の残る方法を推奨しております。</p> <p>※ 受付票の返送を希望する場合、ハガキまたは任意の受付票・封筒（110 円切手貼付）に返信先の郵便番号、住所、会社名（氏名）を記入のうえ提出してください。受付日のみを押印したのち返送します。</p>
提出部数	1 部・・・次ページ以降に記載の提出書類をクリアファイルに入れて提出

その他	<ol style="list-style-type: none"> 1. 登録営業種目については、年度途中での追加・変更はできません。ただし、取り消しを除きます。 2. 営業種目（次ページ以降を参照）には【①物品購入・業務委託等】と【②小規模修繕（建物）】がありますが、②に登録できるのは、市内業者のみです。 3. 提出書類の内容と事実が相違していることが判明したときは、入札参加資格を取り消すことがあります。 4. この申請により競争入札に参加する資格があると決定された者は、入札参加資格者名簿に登録され、市長部局、教育委員会、公社等の競争入札発注時等に使用されます。 5. 資格審査の結果については、令和8年3月下旬ごろに市ホームページに掲載する入札参加資格者名簿の公表をもって、通知に代えるものとします。 6. 消せるボールペンや修正テープ（液）は使用しないでください。
問い合わせ先	桜井市役所 管財契約課 契約検査係 TEL：0744-42-9111（内線 1761・1762）

提出書類			
提出書類一覧		法人	個人
1	物品購入・業務委託等入札参加資格審査申請書兼小規模修繕（建物）業者登録資格審査申請書【第1号様式－①～第1号様式－④】	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>
2	誓約書【第2号様式】	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>
3	使用印鑑届（入札・契約等に使用する印鑑）【第3号様式】	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>
4	委任状（委任先を設ける場合のみ）【第4号様式】	<input type="triangle"/>	×
5	<p>営業許可等の証明（希望する業種の営業にあたり官公庁の許認可等が必要な場合のみ。写し可）</p> <p>※Q1「総合建物管理」を登録する場合は、「建築物環境衛生総合管理業」「ねずみ昆虫等防除業」「警備業」のすべての許認可の写しが必要です。</p> <p>※Q9「廃棄物収集・運搬」のうち、取扱品目で「資源物買取業務（「カン」「ピン」）」を登録する場合は、「金属くず業（奈良県）」または「金属くず行商（奈良県）」、「廃棄物再生事業者（金属）（奈良県）」の許認可の写しが必要です。</p>	<input type="triangle"/>	<input type="triangle"/>
6	印鑑（登録）証明書（令和7年11月17日以降に発行されたもの。写し可）	<input type="radio"/> (法務局)	<input type="radio"/> (市町村)
7	履歴事項全部証明書または現在事項全部証明書（令和7年11月17日以降に発行されたもの。写し可）	<input type="radio"/> (法務局)	×
納税証明書（いずれも令和7年11月17日以降に発行されたもの。写し可）			
8	<p>《市税》【市内業者のみ】</p> <p>「市県民税」または「法人市民税」、「固定資産税」、「軽自動車税」、「国民健康保険税」</p> <p>※ 桜井市の税務課が発行する『滞納がない証明書』（または『完納証明書』）を提出してください。</p> <p>※ 個人事業者で桜井市外に居住の場合は、居住地が発行する上記の税金についての証明書および桜井市の税務課が発行する市民税（事業所課税）の納税証明書（事業所課税が非課税の場合、確定申告書の写し）を提出してください。</p> <p>※ 納付が税務課に反映するには、納付日（口座引落日）から10日ほどかかります。</p> <p>《国税》【市内業者・市外業者ともに必要】</p> <p>「消費税および地方消費税」または「法人税」、「申告所得税および復興特別所得税」</p> <p>※ 所管する税務署での申請時に証明書の種類で、個人は『その3の2』、法人は『その3の3』を選択してください。</p> <p>※ 電子納税証明書の場合はプリントアウトしたものを提出してください。</p> <p>※ 免税事業者であっても必ず提出してください。</p>	<input type="radio"/> (市町村)	<input type="radio"/> (市町村)
		<input type="radio"/> (税務署)	<input type="radio"/> (税務署)

営業種目一覧表【①物品購入・業務委託等】

分類番号			取扱品目（参考例）
A	印刷図書 【05 欠番】	01	一般印刷 パンフレット、ポスター、カレンダー、封筒・窓紙、各種帳票
		02	フォーム印刷 電算用フォーム伝票、連続伝票、コンピュータ用入出力帳票
		03	複写・特殊印刷 青写真、マイクロフィルム、シール・ラベル・磁気カード作成
		04	地図・航空写真 地図製作、航空写真
		06	その他 書籍マイクロ化ソフト、パソコン用地図ソフト
B	事務用品 事務機器	01	文房具 一般文具、用紙類、ファイル、額縁、封筒
		02	コンピュータ及び関係部品 コンピュータ、周辺機器（プリンター等）、コンピュータ用品（CD・リサイクルトナー等）、各種ソフト
		03	事務用スチール製品・機器 事務用机・椅子、ロッカー、コピー機、印刷機、シェレッダー
		04	印章・ゴム印 印鑑、ゴム印、印章、日付印
		05	選挙用品 投票箱、記載台、投票用紙自動交付機
		06	その他 文書保存箱、レセプト保存箱、認証機、押印機、封入封緘機
C	家具 室内装飾	01	家具 応接セット、タンス、ベッド、カウンター、図書館用家具
		02	室内装飾用品 カーテン、カーペット、ブラインド、畳、どん帳、暗幕、ふすま
		03	その他 組立式物置、倉庫
D	教材 体育用品	01	保育・学校教材 一般教材、副読本、実験実習器具、玩具、手芸用材料
		02	体育・遊具用品 運動器具、各種スポーツ用品、ブランコ、鉄棒
		03	その他 人工芝・グランド用石灰、美術工芸、絵画
E	日用品 【04 欠番】	01	荒物・雑貨 日用品全般、掃除用具、洗剤・石鹼、タオル、ごみ袋（市指定ごみ袋含む）、トイレットペーパー
		02	食器・漆器・陶磁器 調理用器具、食器、お碗類、皿、花瓶
		03	ギフト用品 記念品、贈答用小物・商品（配達含む）
		05	その他 プラスチックコンテナ、ごみ集積箱
F	衣料品	01	寝具 布団、毛布、シーツ、枕、リネン類
		02	被服・縫製（消防を除く） 作業服、防寒服、帽子、白衣、学童用・幼児用制服
		03	靴・鞄・ゴム・皮革類 作業靴、安全靴、鞄、軍手、特殊手袋、雨合羽
		04	テント・シート テント、シート
		05	その他 作業保安用品、腕章
G	薬品 医療	01	医薬品 各種医薬品、殺虫剤、消毒薬、ガーゼ、脱脂綿
		02	工業薬品 活性炭、苛性ソーダ、消石灰、凍結防止剤、試薬、PAC、次亜塩素酸ナトリウム
		03	医療機材 医療用機械器具全般、磁気・電気治療器、コルセット
		04	福祉・介護用品 車いす、義肢・義足、紙おむつ、補聴器、杖
		05	その他 防疫防除剤、農薬、落書き除去剤、貼紙除去剤
H	広告	01	看板・掲示板 選挙用看板、広告塔看板、懸垂幕、横断幕、掲示板
		02	標識 道路標識、誘導標識、案内板、カーブミラー
		03	記章・旗・カップ バッジ、トロフィー、盾、カップ、旗、ペナント
		04	その他 会場設営用装飾品
I	電気機器 通信機器	01	一般電化製品 家庭用電化製品、照明器具、電池、エアコン、空気清浄機
		02	通信機器 FAX、固定・携帯・無線電話機、放送設備機器、遠方監視設備（テレメーター）
		03	視聴覚機器 映写機、スライド、OHP、液晶プロジェクター
		04	その他 無停電電源装置、業務用空調設備、高圧受変電設備、監視カメラ
J	精密機器 【03 欠番】	01	光学機器・カメラ・写真材料 カメラ、ネガフィルム及び焼付・現像、望遠鏡、顕微鏡
		02	楽器・CD・DVD 各種楽器類、音楽用ソフト（CD・ビデオテープ・DVD）、鼓笛セット
		04	ミシン・編機 ミシン・編機
		05	試験・測定機器 化学分析・環境測定・測量・水質測定機器、実験器具
		06	その他 トラックスケール等計量システム 等
K	機械 器具 原材料	01	建設・農林畜産機器 土木建築機器全般、農耕機械器具全般、精米機
		02	厨房機器 調理台、流し台、業務用冷蔵庫、超音波洗浄機、給食用コンテナ
		03	LPG機器 ガスレンジ、ガス器具、風呂釜
		04	工作機器・工具 金属加工・木工用機械器具、各種工具、日曜大工用具、釘・針金類
		05	水処理機器 水処理装置全般、浄水器、ポンプ、量水器、電磁流量計水位計、汚泥脱水機用ろ布 等
		06	廃棄物処理機器 清掃施設内機器、空き缶処理機、生ごみ処理機
		07	舞台機器 ホール音響照明設備、ホール放送設備
		08	住宅設備機器 住宅設備機器全般、浴槽、便器、自動ドア、建具、ガラス
		09	工事用原材料等 土木建築用資材全般、レミファルト、塗料・シンナー
		10	鳥獣被害関連器具 鳥獣用駆除機材、鳥獣用侵入防止柵
		11	上水道用資材（※1） 量水器・制水弁等ボックス、管・弁・栓・継手類、ろ過砂等
		12	その他 券売機、両替機、駐車場機器、洗車機 等

（※1）登録項目が不明な場合は、事前に奈良県広域水道企業団桜井事務所・桜井市都市建設部下水道課にお問い合わせください。

営業種目一覧表【①物品購入・業務委託等】

分類番号			取扱品目（参考例）
L	車両	01	一般自動車 軽自動車、普通（貨物）自動車、マイクロバス
		02	特殊自動車（消防を除く） 塵芥収集車、清掃ダンプ、介護車、ハイールローダ
		03	自転車・バイク (原動機付)自転車、自動二輪
		04	車輌用品 タイヤ、バッテリー、各種部品
		05	車輌修理・点検 車検、修理、钣金、点検
		06	その他 車輌用フィルムマーキング、重量物運搬台車
M	燃料	01	石油類 ガソリン、軽油、灯油、重油、混合油
		02	気体燃料 LPガス、都市ガス、高压ガス、酸素
		03	その他 オイル・オイルエレメント、クーラント
N	農水産 【02欠番】	01	植木・花・園芸用品 植木、鉢花、種苗、園芸資材・肥料
		03	その他 米穀（学校給食関連を除く）
O	消防 防災	01	消防車輌・修理点検 消防自動車全般、救急車、修理及び点検
		02	消防用機器・機材 消防ポンプ、消防用ホース、避難救助器具、火災報知機
		03	消防用被服・靴 消防職員用制服、消防用特殊服、安全靴、防毒マスク
		04	防災・安全用品 消火器、非常食・保存食、ヘルメット、避難所用発電機
P	賃貸業務	01	建設用機械器具 建設用機器・重機全般
		02	イベント関係 仮設トイレ、音響・照明・映像機材、テント、幕、くす球
		03	事務機器 電話機、ファクシミリ、コピー機、印刷機、郵便料金計器
		04	OA機器、ソフト コンピュータ及び周辺機器、ソフトウェア
		05	車輌 レンタカー、自転車
		06	福祉・介護用品 ベッド、車いす、エアマット、おむつ
		07	消耗品 白衣、カーテン、清掃用具、寝具類、植木、書籍
		08	その他 プレハブ、チャイルドシート、医療機器、節水器
Q	委託業務	01	総合建物管理 総合建物管理（清掃業務・設備運転業務・警備受付業務等）
		02	警備・機械警備 施設警備、ビル警備、イベント警備、機械警備
		03	建物清掃 建物内各所の清掃、敷地内除草、遺品整理
		04	貯水槽・浄化槽清掃 貯水槽清掃、浄化槽清掃、高架水槽清掃、配水池清掃
		05	保守点検・設備管理 エレベーター、ボイラー、電気、公園遊具、消防設備、空調、下水道等の保守及び各種設備管理、プラント施設修理
		06	自家用電気工作物保安管理 自家用電気工作物の保安管理、高压受変電設備保守点検
		07	調査検査測定 室内環境測定、大気検査、水質検査、騒音調査、漏水調査
		08	害虫ねずみ駆除 害虫・ねズみ駆除
		09	廃棄物収集・運搬 一般・産業廃棄物・医療廃棄物収集、運搬、処分（資源物買取業務含む）
		10	広告・イベント等 広告の企画、デザイン、イベントの企画・会場設営・運営
		11	電算業務 ソフト開発・システム保守、データ作成、データバンチ・インターネット業務
		12	事務・サービス レセプト点検業務、福祉介護サービス、輸送業務、行政評価、速記、翻訳、各種研修、航空写真撮影、マイクロフィルム作成、各種調査・計画策定業務（測量・建設コンサルタント業務等を除く）、文化財発掘調査、広報紙配達、旅行業
		13	その他 上記以外（人材派遣業、徴収滞納整理業務、倉庫・保管業、森林整備事業（立木伐採含む）等）
R	その他	01	その他 A～Q以外（保険業、電力供給 等）

営業種目一覧表【②小規模修繕（建物）】

分類番号			取扱品目（参考例）
い	小規模修繕 (建物) （※2）	01	大工修繕 大工修繕
		02	左官修繕 左官修繕、モルタル修繕、吹き付け修繕 等
		03	電気修繕 送配電配線修繕、構内電気配線修繕 等
		04	防水修繕 アスファルト・モルタル・シート等防水修繕 等
		05	内装修繕 インテリア修繕、天井・壁張修繕、内装間仕切り変更、床・畳・ふすま張替 等
		06	ガラス・建具修繕 ガラス加工取付修繕、建具・サッシ・カーテンウォール・シャッター・鍵修繕 等
		07	その他修繕 その他の修繕（詳細を記入してください）

（※2）「小規模修繕（建物）」とは、50万円未満の内容が簡易な建物修繕をいいます。配電機器や給排水管、ボイラー、エレベーター、自動ドア、フェンス等の機器・設備類の修繕は対象外です。また、登録できるのは市内業者のみです。